平成２１年（フ）第１４６９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲23番地３グレイスマンション篠栗305号
債務者　浜田　久子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７７号
福岡市博多区吉塚７丁目７番28―403号
債務者　池崎　輝久
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４７９号
福岡県糟屋郡新宮町美咲１丁目３番12―203号
債務者　下新　昭広
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８０号
福岡県糟屋郡新宮町美咲１丁目３番12―203号
債務者　下新美千子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４８６号
福岡市西区生の松原２丁目５番４号
債務者　前田　清信
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９５号
福岡市西区今宿東１丁目19番27―501号
債務者　柴田　信吾
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４９７号
福岡市南区塩原２丁目２番23号
債務者　松浦　和子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５００号
福岡県前原市板持２丁目14番２号
債務者　曲淵　直子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５０６号
福岡市博多区東那珂２丁目４番62号
債務者　田川　要子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５４６号
福岡市西区下山門団地23番403号
債務者　佐々木弘之
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５５５号
福岡県大野城市大池１丁目10番５号第一大池ハイツ103号
債務者　春口　光則
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９７号
福岡県福津市福間南３丁目23番11号
債務者　古川　康文
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５９８号
福岡市東区西戸崎１丁目４番６号
債務者　宗　　清
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６１６号
福岡市早良区荒江３丁目６番16号
債務者　三好　晋介
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３４号
福岡県宗像市自由ヶ丘11丁目22番地１自由ヶ丘ヒルズ・桜601号
債務者　杉本　恵子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６３８号
福岡市中央区今泉２丁目３番30―1004号
債務者　砥川　英子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４５号
大分県日田市大字日高956番地10
債務者　穴井田津子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市城上町4311番地城上住宅６号棟17号室
債務者　川畑みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係